

独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規定

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する高岡ふしき病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的にそったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ： 独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院
- （2） 所在地 ： 高岡市伏木古府元町8-5

（職員の種類、職員及び職務の内容）

第5条 訪問リハビリテーション等の従業者の職種、人員数及び職務の内容は次の通りとする。

- （1） 管理者 1 名

管理者は、訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申し込みに

係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

理学療法士 5名 (常勤 5名)

作業療法士 1名 (常勤 1名)

言語聴覚士 1名 (常勤 1名)

従事者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。

2 次条の通常の事業地域外(指定訪問リハビリテーション等)に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1 kmにつき 22 円 (内訳 : 20 円 + 税)

*交通費については、実費の範囲内で設定すること。

*自動車を利用した場合の距離については、当院と訪問先間の最短距離を計測したものとし、その往復分の金額を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地区は、高岡・伏木・太田地区とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に

対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況に及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 当事業所は、従業員の資質向上をはかるため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
- (2) 継続研修 2年 2回
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はJCHO 高岡ふしき病院が定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規定は、令和6年6月1日より一部改訂し、施行する。

この規定は、令和7年4月1日より一部改訂し、施行する。